

令和7(2025)年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール開催要項

1. 趣 旨:

「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」に基づき、下記の要領によりシニア・リーダースクールを開催する。本スクーリングは、リーダーの資質の向上をはかるとともに、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的として実施する。

2. 主 催:公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

3. 後 援:スポーツ庁

4. 期 間:

事前課題:	令和7(2025)年6月下旬~7月20日(日)期間内に各自実施の上、提出
講 義:	令和7(2025)年6月下旬~7月20日(日)期間内に各自動画を視聴し、確認テストを提出
事前研修:	令和7(2025)年7月6日(日)13時~17時30分
全体研修:	令和7(2025)年8月6日(水)~9日(土) ※6日は朝からプログラムを実施するため、原則全参加者前泊(5日入り)を想定
事後課題:	全体研修終了後~9月14日(日)期間内に各自実施の上、提出

5. 開催形式:

事前課題:	通信研修
講 義:	オンデマンド動画視聴
事前研修:	オンライン(双方向型)
全体研修:	宿泊研修 国立中央青少年交流の家 〒412-0006 静岡県御殿場市中畑 2092-5 ※会場への課題・荷物の送付および電話連絡は一切禁止する
事後課題:	通信研修

6. 参加条件:

日本スポーツ少年団登録団員、役員またはスタッフで義務教育を終了した20歳未満(参加する年の4月1日現在)の者で次の条件を満たし、所属都道府県スポーツ少年団本部長による推薦を受けた者とする。

<①~③のいずれかを満たしている>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者。 ② スポーツ少年団活動により、別に定める活動単位*を10単位以上取得している者。 ③ 所属都道府県スポーツ少年団本部長において、推薦に値する特別な事由があると認める者。 |
|---|

<a~dの全てを満たしている>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a 「4.期間」に示している全課程に参加でき、集団生活における規律を守ることができる者 b ネットワーク環境を確保し、オンラインでの活動に参加できる者 c 事前研修開催までにカメラ、マイク、スピーカー機能を使用できるタブレットやパソコン等を準備し、簡単な文書作成等の操作スキルを身につけた上で参加できる者 d メールアドレスや電話番号等、連絡先を講師・運営リーダー・他の参加者と共有できる者 |
|--|

※活動単位(日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第 9 条第 2 項に定める活動単位表から抜粋)

5 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国スポーツ少年大会参加 ● 全国スポーツ少年団リーダー連絡会参 ● ブロックスポーツ少年大会参加 ● ブロックリーダー研究大会参加 ● スポーツ少年大会(全国・ブロック・都道府県)および、競技別交流大会(全国・ブロック・都道府県)への運営係員としての参加
10 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県リーダー会役員経験年数 1 年以上 ● ジュニア・リーダースクールへの運営係員としての参加 ● 日独スポーツ少年団同時交流(派遣)へ団員として参加

同一項目で複数年度に渡り該当する場合は、それぞれの年度ごとに活動単位を認める。

例) 令和 5、6 年度のブロックリーダー研究大会に参加⇒10 単位

7. 定 員:100 名

各都道府県スポーツ少年団の参加枠は別紙「令和 7(2025)年度日本スポーツ少年団活動 都道府県別割当表」による。

8. 参加申込:

都道府県スポーツ少年団が、被推薦者より提出された以下2点の書類を取りまとめ、日本スポーツ少年団に申し込む(提出する)こと。なお、参加者が定員 100 名に満たない場合、各都道府県の参加割当数を超える推薦を受け付ける。そのため、参加割当数を超える推薦者がいる場合も全推薦者分の書類を提出すること。また、受け付けにあたっては、推薦順位を参考の上日本スポーツ少年団にて調整を行うため、都道府県スポーツ少年団は全推薦者に対し、推薦順位を決定すること。

(1) 参加申込書(参加者基本情報) <様式 1>

都道府県スポーツ少年団が、当該様式に記載された内容をスポーツ少年団登録システムのイベントエントリーへ入力すること。

(2) 応募課題 <様式 2>

都道府県スポーツ少年団が、電子媒体にて以下まで提出すること。

※紙媒体にて作成の場合は、スキャンデータを提出すること。

【提出先】 jjsa@japan-sports.or.jp

【提出期限】 令和 7(2025)年 5 月 12 日(月)

9. 研修内容・実施方法:

(1) 研修内容

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に定められた養成内容に基づき研修を実施する。

- ① スポーツ少年団とは
- ② リーダーの役割とは
- ③ コミュニケーションスキル
- ④ スポーツ指導スキル

(2) 実施方法

上記内容を含む 30 時間以上のコースを実施する。

事前課題:	日本スポーツ少年団から送付する課題に各自で取り組み、期日までに提出する
講義:	日本スポーツ少年団が配信する講義動画を期間内に各自で視聴し、受講課題を期日までに提出する
事前研修:	全参加者がオンライン上で集合し、オリエンテーション等を行う
全体研修:	全参加者が宿泊研修会場に集合し、スクールプログラムに取り組む
事後課題:	日本スポーツ少年団から送付する課題に各自で取り組み、期日までに提出する

10. 経 費:

(1) 参加料:33,000円(税込)

日本スポーツ少年団からの参加者決定通知受理後、33,000円(税込)×人数分を都道府県スポーツ少年団が取りまとめの上、一括して下記口座へ納入すること。

振込先 三菱 UFJ 銀行 渋谷支店 普通預金 No.3085407 公益財団法人日本スポーツ協会

- (2) 交通費については当協会が定める「日本スポーツ少年団旅費補助要項」に基づき往復交通費の 2 分の 1 (100 円未満切捨て)の額を補助する。ただし事前研修についてはオンラインでの開催のため支給しない。なお、支給方法は所属都道府県スポーツ少年団の指定銀行口座への振込とする。
- (3) 全体研修期間中の宿泊費(食事代を含む)および必要な教材は、日本スポーツ少年団が負担し、用意する。なお、前泊にかかる費用についても、上記参加料に含むこととする。
- (4) 研修開始前(事前課題送付前)に、主催側の都合により中止が決定した場合は参加料を全額返金する。
- (5) 8月1日(金)以降に参加者が辞退をした場合は、参加料の返金を行わない。

11. 事前研修(オンライン)の参加に関する注意・免責事項:

- (1) 参加者は、自己の責任において参加するために必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理する。参加者の都合によりライブ配信研修を受講できなかった場合は返金等の対応はしない。
- (2) 参加するために必要な通信回線の利用料金は参加者が負担するものとする。
- (3) 参加者の各自が最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用すること。主催者は、受講によりコンピュータウイルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わない。
- (4) 万が一、各種案内メールが届かない場合は、事前研修開催3日前までに必ず日本スポーツ少年団まで問い合わせること。メールの不着を理由とした欠席は認めない。

12. 評価・認定:

全課程修了者は日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づき、シニア・リーダーとして認定を行う。なお、修了の評価は、全体研修中の活動と事後課題のそれぞれを対象に、所定のワーキンググループにおいて行い、日本スポーツ少年団指導育成部会にて認定の可否を判断する。

13. 傷害保険:

全体研修中は、日本スポーツ協会が参加者全員を被保険者として傷害保険に加入する。

14. その他:

- (1) 全体研修開始日前日の 8 月 5 日(火)はオリエンテーションや翌日からの全体研修の準備を行うため、原則全参加者 16 時~17 時頃の会場での受付に間に合うよう集合すること。
- (2) やむを得ない事情により全体研修開始日の 8 月 6 日(水)に会場入りする場合には、施設に関する説明等を行うため、8 時 00 分までに会場入りし、受付を行うこと。
- (3) 全体研修最終日は閉校式終了後、13 時 00 分過ぎの解散となる。解散前に会場を離れなければならない電車・飛行機等を手配しないこと。
- (4) 全課程において参加者の受講免除等は認めない。全体研修中も、早退・遅刻ほか自由行動は一切認めない。
- (5) 日程詳細や参加にあたっての各種連絡については、日本スポーツ少年団より参加決定者にメールにて連絡する。必ず送受信が可能なメールアドレスを確保した上で、使用メールソフトの設定(迷惑メールブロック等)により当協会からのメールが受信できないことがあるため、「@japan-sports.or.jp」からのメールについて受信許可設定をすること。
- (6) 日本スポーツ少年団の許可なく、研修を録画した動画やスクリーンショットを SNS への掲載、別のサイトへのアップロード、参加者以外へのメールなどによる送信をすることは認めない。

15. 個人情報及び肖像権の取扱いについて

(1) 当協会は、本事業開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。

- 申込み手続きおよび参加資格審査
- 運営上必要な参加者名簿の作成
- 参加者の身体的配慮を含めた安全管理
- 運営に必要な連絡
- 資格の認定および認定者の管理

(2) 当協会は、個人情報を以下のとおり共同利用する。

共同して利用される個人情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●参加申込書に記載されている情報 ●活動中に取得した情報(活動中に撮影した写真及び映像)
共同して利用する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●主催者 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団 ●参加者が申込手続きを行う団体 所属都道府県・市区町村スポーツ少年団 ●参加者が活動を行う施設団体 全体研修時に宿泊をする施設団体 ●運営スタッフ 講師・運営リーダー
共同して利用する者の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ●主催者 上記(1)に記載の内容 ●参加者が申込手続きを行う団体 申込手続き及び参加資格審査、運営に必要な連絡、資格認定者の管理 ●参加者が活動を行う施設団体 参加者の身体的配慮を含めた安全管理、運営に必要な連絡 ●運営スタッフ 参加者の身体的配慮を含めた安全管理、運営に必要な連絡
個人情報の管理責任者	公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号

- (3) 参加申込書に記載されている情報(氏名、所属都道府県および単位団、年齢)は、主催者、関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページや SNS 等への掲載、次回事業実施の案内への掲載等で公表することがある。
- (4) 主催者又はこれらに認められた関係機関・団体、報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページや SNS に掲載されることがある。
- (5) 当協会は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い、遅滞なく通知する。これらの請求については、当協会少年団課(jjsa@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。
- (6) 当協会の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>